



六 払込金額  
七 最低額面金  
八 振替単位  
九 発行の日  
十 募集の価格  
十一 利率  
十二 経過利率の払込み

に基づき発行する利付国債につ  
いては、額面金額で五億五千  
百五十万円の国債の整理基金特  
別会計法第五条第一項の規定に  
基づき発行する利付国債の整理  
基金特別会計法第五条第一項の  
規定に基づき発行する利付国債  
の額は、五億八千九百四十万  
円である。この額は、最低額面  
金額の整数倍の金額によるもの  
とする。平成十五年十一月二十  
日附の国債募集引受団は、払込  
金の額に、加えて、次の算式に  
よる額を出した金額を第九号の  
規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
も、このとき振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
（ただし、当該国債を発行時  
において取得する者が非居住

